

事務連絡

令和7年3月12日

横手市指定介護保険事業所 管理者 様

横手市まるごと福祉課長

### 介護保険事業者指定関係手続きのオンライン化について（通知）

日頃より、本市における介護保険事業の円滑な推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施行規則の一部を改正する省令が公布され、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請等の手続きは、厚生労働省の「電子申請届出システム」（以下、「国電子申請システム」という。）により提出すること、申請・届出は国の示す標準様式例を使用することが原則化されたところです。（令和6年4月1日施行）

以上を踏まえ、令和7年3月17日より、介護保険事業者指定に関する手続きをオンライン化することとしましたので通知します。つきましては、下記の事項にご留意いただき、国電子申請システムにより提出いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 電子申請・届出の開始日 令和7年3月17日（月）

令和7年3月17日（月）以降に横手市へ提出する介護保険事業者指定に関する申請及び届出については、可能な限り国電子申請システムによる電子申請でお願いいたします。

尚、開始日以降も当面の間は移行期間とし、事業所が準備できるまでの期間は、これまでの紙媒体やメール添付による申請も受け付けますが、令和7年度前期中に電子申請への完全移行を予定しております。

#### 2 国電子申請システムによる電子申請（申請・届出書類の提出）について

##### （1）電子申請の対象とする手続き

- ・ 新規指定申請

- ・ 指定更新申請
- ・ 変更届出
- ・ 再開届出、廃止・休止届出
- ・ 指定辞退届出
- ・ 介護給付費算定に係る体制等届出
- ・ 老人福祉法の届出等
- ・ その他横手市が別途通知する届出等

## (2) 国電子申請システム

以下のURLからアクセスしてください。システム使用にあたっては、事前にGビズIDの取得が必要です。(GビズIDの取得は下記3を参照。)

電子申請・届出申請URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

## (3) システム操作方法

システムの操作方法については、国電子申請システムのログイン画面右上、ヘルプページから操作マニュアル等を参照してください。

電子申請操作マニュアルURL

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action\\_shinsei\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true)

## 3 GビズIDの取得について

国電子申請システムの利用にあたっては、GビズIDが必要です。GビズIDをお持ちでない場合は早めの取得をお願いいたします。(書類審査等に2週間程かかることがあります。)

GビズIDURL <https://gbiz-id.go.jp/top/>

横手市市民福祉部まるごと福祉課  
担当：介護保険係 佐々木・松井  
TEL0182-35-2134 / FAX 0182-32-9709

E-mail [marugoto@city.yokote.lg.jp](mailto:marugoto@city.yokote.lg.jp)